

金 沢 市  
新型インフルエンザ等対策行動計画  
(改定案)

令和7年〇月改定  
金 沢 市

## 目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 .....	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 .....	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況 .....	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....	2
第2章 金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応 .....	3
第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験 .....	3
第2節 金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画について .....	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 .....	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....	6
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ .....	8
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 .....	11
第5節 対策推進のための役割分担 .....	15
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 .....	18
第1節 市行動計画における対策項目等 .....	18
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等 .....	22
第1節 市行動計画等の実効性確保 .....	22
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....	24
第1章 実施体制 .....	24
第1節 準備期 .....	24
第2節 初動期 .....	26
第3節 対応期 .....	28
第2章 情報収集・分析 .....	30
第1節 準備期 .....	30
第2節 初動期 .....	32
第3節 対応期 .....	33
第3章 サーベイランス .....	35
第1節 準備期 .....	35
第2節 初動期 .....	37
第3節 対応期 .....	39
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	41
第1節 準備期 .....	41
第2節 初動期 .....	44

第3節 対応期.....	46
第5章 水際対策.....	49
第1節 準備期.....	49
第2節 初動期.....	49
第3節 対応期.....	50
第6章 まん延防止.....	51
第1節 準備期.....	51
第2節 初動期.....	53
第3節 対応期.....	54
第7章 ワクチン.....	58
第1節 準備期.....	58
第2節 初動期.....	61
第3節 対応期.....	62
第8章 医療.....	64
第1節 準備期.....	64
第2節 初動期.....	66
第3節 対応期.....	68
第9章 治療薬・治療法.....	71
第1節 準備期.....	71
第2節 初動期.....	73
第3節 対応期.....	74
第10章 検査.....	75
第1節 準備期.....	75
第2節 初動期.....	77
第3節 対応期.....	78
第11章 保健.....	79
第1節 準備期.....	79
第2節 初動期.....	84
第3節 対応期.....	86
第12章 物資.....	91
第1節 準備期.....	91
第2節 初動期～対応期.....	92
第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	93
第1節 準備期.....	93
第2節 初動期.....	95
第3節 対応期.....	96

用語集.....	98
----------	----

## 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により、各国間の往来が飛躍的に拡大していることから、未知の感染症が発生した場合、世界中に迅速に拡散する可能性も高まっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。そのため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気だけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することで、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。このようなAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していくことが重要である。

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

### 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な流行（パンデミック）となり、深刻な健康被害や社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックが起ることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があるため、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、下記の通りである。（感染症法第6条第7項から第9項までに規定。）

- ①新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症※、再興型新型コロナウイルス感染症）
- ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

※新型コロナウイルス感染症のうち、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）は、感染症法施行規則第1条第15号において五類感染症に位置づけされているため、本項の新型コロナウイルス感染症には含まない。

## 第2章 金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応

### 第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年（2020年）1月には国内でも新型コロナの感染者が確認された。

同年1月には、閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、2月には、国において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）が行われた。

県においても、石川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置され、国の策定した基本的対処方針を踏まえ、医療提供体制の確保や、国に対するまん延防止等重点措置の要請等、状況の変化に応じた新型コロナ対応が行われた。

本市においても、金沢市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、国や県の対応を踏まえ、まん延防止対策等を行った。

国内感染者の確認から3年余りが経過した令和5年（2023年）5月8日、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、県対策本部及び市対策本部も廃止された。今般の新型コロナ対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実を図る必要がある。

# 金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と 感染症危機対応

## 第2節 金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画について

金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）、石川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を踏まえ市が策定する、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画である。市行動計画は、新型インフルエンザなどの発生に備え、市民の生命と健康を守るための対策を具体的に示している。

平成17年（2005年）11月に、国は「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しており、県も政府の行動計画に準じて同年12月に「石川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。平成21年（2009年）3月に政府行動計画改定に伴い、県の行動計画が改定されたことを踏まえ、同年9月に「金沢市新型インフルエンザ行動計画」を策定した。

平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓を踏まえ、平成24年（2012年）に特措法が制定され、国は特措法に基づく計画として、平成25年（2013年）に政府行動計画を策定しており、県もこれを踏まえ、平成26年（2014年）3月に既存の計画を改定し、特措法に基づく県行動計画を策定した。市も国及び県の行動計画を踏まえ平成26年3月、市行動計画を改定した。

今般、令和6年（2024年）7月の政府行動計画の改定、令和7年（2025年）3月の県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画についても令和7年12月に改定を行った。

計画の改定に当たっては、「金沢市保健医療審議会」に検討部会を設置し、感染症に関する学識経験者や関連する分野における有識者等の意見を聴取した。

市行動計画は、市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針及び市が実施する対策等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、本計画は、感染症法に基づき作成する金沢市感染症予防計画（以下「市予防計画」という。）及び、地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処マニュアルと整合性を図って策定するものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定についての検討を行うこととしており、本市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、必要に応じて、市行動計画を見直す。

# 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合、市民の生命及び健康や市民生活及び経済にも大きな影響が及ぶ可能性がある。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うおそれがあるが、患者の発生が短期間に集中した場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうおそれがあることを念頭に置き、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

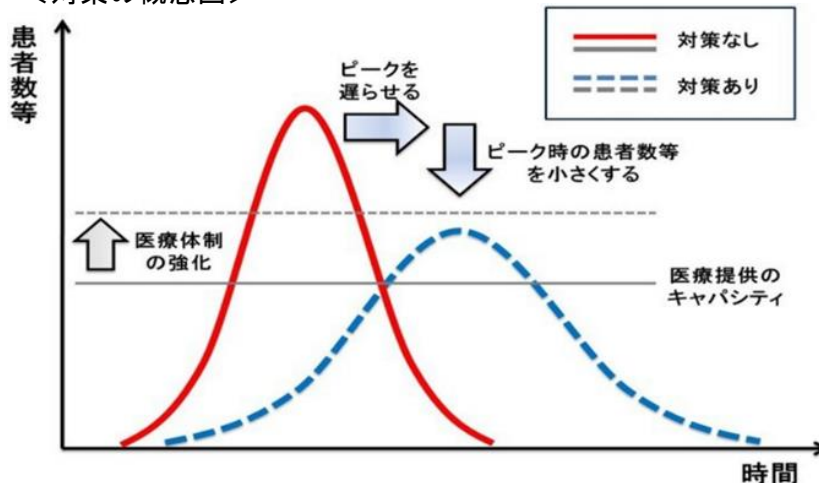
#### 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備やワクチン接種等までの時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等を可能な限り減らし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、対策を柔軟に切替えることで、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・業務継続計画等の作成や実施等により、医療の提供や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の概念図>



# 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

### 1. 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験から、特定の感染症や過去の事例に偏った準備を行うことは、新たな事態への対応を困難にする可能性がある。市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、様々な状況で対応できるよう、幅広い対策の選択肢を示すものである。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、市の実情等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を考慮し、実施すべき対策を選択し決定する。

対策を決定する際には、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を行う。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収束するまでの状況に応じて、国が定める基本的対処方針とも整合をとり、一連の流れを持った対策を行う。

### 2. 段階に応じた対応

#### (1) 発生前の段階（準備期）

市は市民に対する啓発や企業による業務継続計画等の策定、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や感染症対策に関する人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

#### (2) 海外や国内で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）

直ちに初動対応の体制に切り替える。海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということ为前提として対策を行う。

#### (3) 対応機

##### ア. 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討する。病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を行う。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を行う。常に情報を収集・分析し、対策の評価を行い、新たな情報を基に感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させ

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

るための対策等、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については縮小や中止等の見直しを行う。

### イ. 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）

国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う。しかし、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されるため、社会の状況に応じて臨機応変に対処する。

### ウ. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

### エ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期）

通常の医療提供体制への段階的な移行や基本的な感染症対策に移行する。

## 3. 社会全体で取り組む感染拡大防止策

新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に社会全体で取り組むことにより効果が期待される医療対応以外の感染対策については、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むこと、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策が重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

## 4. 市民の感染拡大防止策

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### 1. 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症等も考慮し、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるよう、以下の考え方を踏まえ、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期に及ぶ場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについて具体的な対策内容を記載した。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とした。

#### 2. 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

##### (1) 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

### (2) 対応期（B から D の時期に区分）

#### ア. 封じ込めを念頭に対応する時期（B）

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパレンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

#### イ. 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

#### ウ. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。

#### エ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

# 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施に必要な準備を行う。

#### (2) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や市民等と広く共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

#### (4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実し、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

#### (5) DXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、県や国と連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

### 2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

### (1) 科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、県と連携し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

### (2) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図り、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。市は国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

### (3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

### (4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、個々の対策の切替えのタイミングについては国や県が示す目安等を踏まえ対応する。

### (5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促す。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が行われる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

## 3. 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機においても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### 4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### 5. 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

### 6. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

### 7. 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所の確保等を進めることや、県と、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

提供、避難の支援等を速やかに行う。

### 8. 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 9. 対策に関わる行政職員のメンタルヘルス支援

感染症危機において、新たな感染症への恐怖・不安や、収束の見通しがみえないこと等により、対応にあたる行政職員等の心身面に多大な影響が生じる可能性がある。そのため、市は、新型インフルエンザ等対策に関わる職員のメンタルヘルス支援を行う。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

### 第5節 対策推進のための役割分担

#### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

#### 2. 県及び市町の役割

県及び市町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が定める基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

##### (1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、県は、保健所を設置する本市、感染症指定医療機関（第一種及び第二種感染症指定医療機関に限る。以下同じ。）、関係機関、学識経験者等で構成される石川県感染症連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、県予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

### (2) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。なお、保健所設置市である本市は、感染症法において、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、金沢市保健所（以下「保健所」という。）の体制や検査体制等について計画的に準備を行い、市予防計画に基づく取組状況について定期的に進捗確認を行うとともに、毎年度国に報告する。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。市は県と、まん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図っておく。

### 3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### 4. 健康観察・生活支援)指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### 5. 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、業務を継続的に実施するよう努める。

### 6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

### 7. 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

#### 第1節 市行動計画における対策項目等

##### 1. 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため具体的な対策を定めるものである。それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法
- ⑩検査
- ⑪保健
- ⑫物資
- ⑬市民生活及び市民経済の安定の確保

市行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

##### 2. 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

###### (1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視点で感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

こうした人材の育成については、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）が厚生労働省の委託を受けて実施している「実地疫学専門家養成コース（FETP）」等が重要な役割を果たしている。また、人材の育成や確保を図る観点から、感染症危機管理に知見を有する専門人材の平時における配置の在り方等のキャリア形成の支援についても検討が必要である。

市等において、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」等の取組やこうしたコースの修了者等も活用しつつ、感染症対策を始め公衆衛生や疫学の専門家等の養成を進め、キャリア形成を支援するほか、感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、金沢市環境衛生試験所（以下「環境衛生試験所」という。）の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの保健所と危機管理課との連携や連動等が求められる。

加えて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナース）について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保等に継続的に取り組む必要がある。

また、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT」について地域保健法における位置付けが設けられたことを踏まえて、支援を行う IHEAT 要員の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近隣の市町のノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めるべきである。

また、地域の医療機関等においても、国・県・市町や関係団体等による訓練や研修

## 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

### (2) 国・県・市町との連携の強化

新型インフルエンザ等の対応に当たり、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県、市町との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では市や県の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は、県や近隣市町との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

特に、市では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、県、市町間の共同での研修・訓練など広域的な連携による取組や県及び国による支援等が求められる。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際求められる。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から県との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、対策の現場を担う立場から、必要に応じて県に意見を述べることが重要である。また、県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していく。

### (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加した。このため、国が整備したシステム（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム：HER-SYS や、医療機関等情報支援システム：G-MIS）を活用し、健康観察業務等の効率

化とともに、病床の使用状況等の情報収集の迅速性の確保に努めた。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

DX 推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。また、国及び JIHS は、ワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する整備を行っていくこととしている。これらのほか、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしている。

さらに、DX 推進に必要となる、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進めることとしている。

## 市行動計画の実効性を確保するための取組等

### 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

#### 第1節 市行動計画等の実効性確保

##### 1. EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

##### 2. 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

##### 3. 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市及び県は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

##### 4. 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症の発生状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置

を講ずるものとしている。

市は、政府行動計画及び、県行動計画の改定を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合には、必要に応じ、市行動計画について見直しを行う。

## 実施体制（準備期）

### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### (2) 市行動計画等の見直しや体制整備・強化

- ア. 市は、市行動計画の見直しを行う際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴く。
- イ. 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画の確認・見直しを行う。
- ウ. 市は、県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。

- エ. 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、地域保健課と危機管理課は連携を強化し、役割分担に関する調整を行う。
- オ. 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。市は、国やJIHS、県等の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や環境衛生試験所の人材の確保や育成に努める。

### (3) 関係機関の連携の強化

- ア. 市は、県及び国等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- イ. 市及び県、国等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ウ. 市は、感染症法に基づき、県が組織する石川県連携協議会を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について県と協議する。

### (4) 県による総合調整

市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、着実な準備を進める。

### 第2節 初動期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあり、国が関係省庁対策会議又は閣僚会議を開催した場合には、県は県警戒本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県の対策について協議・決定する。市は、必要に応じて危機管理連絡会議を開催し、情報の集約、共有及び分析を行う。とともに、市の対策について協議・決定する。

##### (2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ア. 政府対策本部が設置され、県に、県対策本部が設置されたときには、市は、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- イ. 厚生労働大臣が新型インフルエンザ等が発生したと認め、その旨を公表し、県が県予防計画に基づき保健医療調整本部を設置した場合には、市はそのメンバーとして参画する。
- ウ. 市は、必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- エ. 市は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

##### (3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。市は、国の財源支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について市債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

市の実施体制（初動期以降）

	初動期	～	対応期
時期	国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑い	厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表（感染症法）	
国	関係会議、関係省庁対策会議	政府対策本部【特措法】	
県	石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部	石川県新型インフルエンザ等対策本部【特措法】	
	感染症連携協議会（常時設置）【感染症法】	保健医療調整本部【県独自】	
市	県主催の感染症連携協議会にメンバーとして参画	保健医療調整本部会議【県独自】（拡大感染症連携協議会）	県主催の保健医療調整本部会議にメンバーとして参画
	危機管理連絡会議 事務局：危機管理課		金沢市新型インフルエンザ等対策本部【特措法】 本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：各局長 事務局：危機管理課・地域保健課
	安全安心政策会議 事務局：危機管理課		

# 1 実施体制（対応期）

## 第3節 対応期

### 1. 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### 2. 所要の対応

#### (1) 基本となる実施体制

(ア) 市は、保健所や環境衛生試験所とも連携し、市内の感染状況について一元的に情報を把握した上で、収集した情報とリスク評価や、基本的対処方針の内容を踏まえて、市の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

(イ) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

#### ア. 県による総合調整

(ア) 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため県が総合調整を実施する場合には、それに従い市域に係る新型インフルエンザ等対策を県と一体的に実施する。

(イ) 県は感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するための必要があると認める時は、市、医療機関、感染症試験研究等機関、その他関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他、これらのものが実施する措置に関し、必要な総合調整をすることとしている。あわせて、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があるとして、県から感染症法に定める入院勧告又は入院措置の指示がある場合には、市はこれに従い対策を実施する。

#### イ. 職員の応援要請

(ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市における事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(イ) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援を求める。

ウ. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて市債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(2) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

ア. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

ア. 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 2 情報収集・分析（準備期）

### 第2章 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。そのため、平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策につなげられるようにする。

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、国では感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供することとしており、市は県や国と連携した対応を行う。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内外の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、市民生活及び市民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 実施体制

- ア. 市は、国や県等の情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、関係機関に速やかに共有する。
- イ. 市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。

### (2) 訓練

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

### (3) DX の推進

国及び JIHS は、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携など、情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等の DX を推進することとしており、市は国の構築した仕組みを適切に活用し、業務負担の軽減等に繋げる。

## 2 情報収集・分析（初動期）

### 第2節 初動期

#### 1. 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報を収集し、国や JIHS による分析及びリスク評価に迅速につなげる。

国は、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

市は、国によるリスク評価を踏まえ、速やかに有事の体制に移行する。

#### 2. 所要の対応

##### (1)実施体制

市は、国による感染症インテリジェンス体制の強化に対応し、県や国、JIHS との連携を強化するとともに、必要な情報の収集・分析を行う。

##### (2)リスク評価

##### ア. 情報収集・分析に基づくリスク評価

市は、感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等に係る発生等の公表や、リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行する。

##### (3)情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、県や国からの情報提供・共有を踏まえ、関係機関に共有するとともに、市民等に迅速に提供・共有する。

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活及び市民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施される可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報に加え、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等についても必要な情報を収集する。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 実施体制

市は、感染症危機の経過や状況の変化を踏まえ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。

##### (2) リスク評価

###### ア. 情報収集・分析に基づくリスク評価

(ア) 市は、県等と連携して新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、県内及び市内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、国が行うリスク評価を踏まえ、市の状況に係るリスク評価を行う。その際、感染症危機の経過や状況の変化を踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

(イ) 市は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、柔軟な対策の切替えを考慮する。

###### イ. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

市は、国が示す方針も踏まえながら、県と連携し、市内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。

###### ウ. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、県及び国や JIHS と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

## 2 情報収集・分析（対応期）

### (3) 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

(ア) 市は、情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。

(イ) 市は、情報の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

## 第3章 サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。そのため、平時からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

市行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、市は、県や国と連携し平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 実施体制

ア. 市は県や国と連携し、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、指定届医療機関からの患者報告や、JIHS や環境衛生試験所、石川県保健環境センターからの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。

イ. 市は、感染症有事に、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるように、平時から必要な準備を行う。

ウ. 市は、平時から、国及び JIHS による技術的な指導及び支援や人材育成、訓練等を通じて感染症サーベイランスの実施体制を整備する。

##### (2) 平時に行う感染症サーベイランス

ア. 市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の、複数の情

### 3 サーベイランス（準備期）

報源から全国的な流行状況を把握する。

イ．市は、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、石川県保健環境センターや JIHS 等と連携し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。

ウ．市は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、石川県南部家畜保健衛生所、JIHS 等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。

#### (3) 人材育成及び研修の実施

市は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、職員に対し、国や JIHS 等が実施する研修等への積極的な参加を働きかける。

#### (4) DX の推進

国及び JIHS は、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DX を推進する。例えば、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしている。

市は、平時より医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院届の提出を促進する。

#### (5) 分析結果の共有

市は、市内の情報について、必要に応じて、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果を関係機関に迅速に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有する。

## 第2節 初動期

### 1. 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

### 2. 所要の対応

#### (1) 実施体制

市は県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に初期段階のリスク評価に基づき、国が有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断した時には、実施体制の整備を進める。

#### (2) リスク評価

##### ア. 有事の感染症サーベイランスの開始

市は県、国、JIHS 及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、国の示す疑似症の症例定義を基に、当該感染症に対する疑似症サーベイランス（感染症法第14条第7項及び8項）を開始する。また、市は県、国、JIHS 及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を行う。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

市は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を石川県保健環境センターに搬送し、亜型等の同定を行う

##### イ. リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化

国及び JIHS は、感染症サーベイランスで収集した情報や感染症インテリジェンスで得た知見等に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について分析を行う。市は、これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制を強化する。

### 3 サーベイランス（初動期）

#### ウ. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は県及び国、JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた国のリスク評価に基づき、感染症対策を実施する。

#### (3) 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

市は県及び国、JIHS と連携し、国内の感染症の発生状況等、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、国から情報の共有を受け、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、市民等へ迅速に提供・共有する。

## 第3節 対応期

### 1. 目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

### 2. 所要の対応

#### (1)実施体制

市は、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、国、県の方針を踏まえ、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備、見直しする。

#### (2)リスク評価

##### ア. 有事の感染症サーベイランスの実施

市は県及び国、JIHS と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、医療機関に対し退院等の届出の提出を求める。また、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積され、国において患者の全数把握から定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスに移行する方針が示された際には、市においても同様の対応を行う。

市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染症発生動向等に応じた感染症サーベイランスを実施する。

##### イ. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施

国は、JIHS と連携し、感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の評価を行うこととしている。疫学調査や厚生労働科学研究等により、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について国が行った評価に基づき、市は、必要な対応や見直しを実施する。

##### ウ. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は県及び国、JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏ま

### 3 サーベイランス（対応期）

えた国が公表したリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況や国が公表したリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。

#### (3) 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

市は県及び国、JIHS と連携し、感染症サーベイランスにより市内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報について関係機関に共有するとともに、発生状況等について市民等に迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、国が公表したリスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

### 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段についてあらかじめ定め、市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有を行う。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

###### ア. 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期）

頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は県等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、教育現場等においても、子どもにも分かりやすい情報提供・共有を行う。

### イ. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

### ウ. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

## (2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

### ア. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

(イ) 市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイス（スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な部署からの情報であっても一貫した情報提供・共有をすること。）での情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当者を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係

#### 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期）

部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。

- (ウ)市は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- (エ)市は、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、必要な情報提供・共有を行う方法を検討する。

##### イ. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (ア)市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等について、市民等の反応や必要としている情報を把握し、的確な情報提供・共有を行う。
- (イ)市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置されるよう準備する。
- (ウ)市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等のリスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期）

### 第2節 初動期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### 2. 所要の対応

市は県と連携し、国から提供された科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に情報提供・共有する。

##### (1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア. 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

イ. 市は、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

ウ. 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

- ア. 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行う。
- イ. 市は、国及び県が作成したQ&A等を活用し、コールセンター等を設置する。

### (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえ、科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### 2. 所要の対応

市は県及び国から提供された、科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしなが、市内の関係機関、市民等に対し、情報提供・共有を行う。

##### (1) 基本的方針

###### ア. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

a. 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等をホームページ等により、市民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮を行い、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

- b. 市は、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- c. 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県及び国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を、具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

### イ. 双方向のコミュニケーションの実施

- a. 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行う。
- b. 市は、国及び県が改定する Q&A 等を活用し、コールセンター等を継続する。

### ウ. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。

## (2) リスク評価に基づく方針の決定・見直し

### ア. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底する。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて市民に周知する。さらに、県が県民に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

### イ. 病原体の性状等に応じて対応する時期

#### (7) 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

### (イ) こどもや、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

### ウ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに より、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく際、留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

### 第5章 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提とし、国において、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制の確保等の感染症危機に対応する準備のための時間を確保する。市は国・県が実施する対策に協力する。

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

平時から、国が行う水際対策に係る体制整備や研修及び訓練に積極的に協力・参加することにより、国及び県との連携を強化し、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国が講ずる水際対策が円滑に進むよう協力する。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 水際対策の実施に関する体制の整備

海外で、新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者に対しての健康観察、疫学調査を行うこととなるため、平時から県や検疫所の訓練や研修会に参加し、連携体制を構築する。

#### 第2節 初動期

##### 1. 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、県内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制の確保等の感染症危機に対する準備を行う時間を確保するため、国が講ずる水際対策について協力する。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 検疫措置の強化に係る国や県との連携

市は、検疫手続きの対象となる入国者について、検疫所より、新型インフルエンザ等の病原体の保有が明らかになった旨の報告を受けた場合等には、健康観察等の感染症のまん延の防止のための必要な措置を講ずる。

## 5 水際対策（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、市民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、国が講ずる水際対策について県と連携して進める。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 状況の変化に応じた対応

- ア. 市は、状況の変化を踏まえ、初動期の対応を継続する。
- イ. 市は検疫所から新型インフルエンザ等の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、同行者等の健康観察やその他必要な措置を行う。

### 第6章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき対応することとし、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、県が特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、国に対してまん延防止等重点措置や緊急事態措置の要請を行う。一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとしてされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり、参考とすべき必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 対策の実施に係る参考指標等の検討

市は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国及び県が整理する参考指標を基に、対策の実施等に当たり参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の：指標やデータ等を用いる。

## 6 まん延防止（準備期）

### (2) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ア. 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。
- イ. 市は、学校及び社会福祉施設等と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- また、自らの感染や発症が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ウ. 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備を行う。

### 2. 所要の対応

#### (1) 市内でのまん延防止対策の準備

ア. 市は、県や国と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を進める。

また、市は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し健康観察等、必要な対応を行う。

イ. 市は、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 6 まん延防止（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

#### 2. 所要の対応

##### (1) まん延防止対策の内容

市は、国及び JIHS による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

##### ア. 患者や濃厚接触者への対応

市は、県や国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

##### イ. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

##### (7) 外出等に係る要請等

県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行うこととしており、市は、自粛要請が行われた際には、市民に周知する。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行うこととしており、市は、自粛要請が行われた際には、市民に周知する。

### (4) 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

### ウ. 事業者や学校等に対する要請

#### (7) 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行うこととしている。

また、市は、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請が県からあった場合は、市の所管する施設に対し周知を行う。

#### (4) その他の事業者に対する要請

- a. 市は、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策の強化を要請する。
- b. 市は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

#### (4) 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市は県の要請に基づき、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に周知する。

### (2) 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

#### ア. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

市は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る国への要請について県に対し要望する。

#### イ. 病原体の性状等に応じて対応する時期

## 6 まん延防止（対応期）

市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応する。

### (ア) 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の県への要請含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

### (イ) 病原性が高く、感染性が低い場合

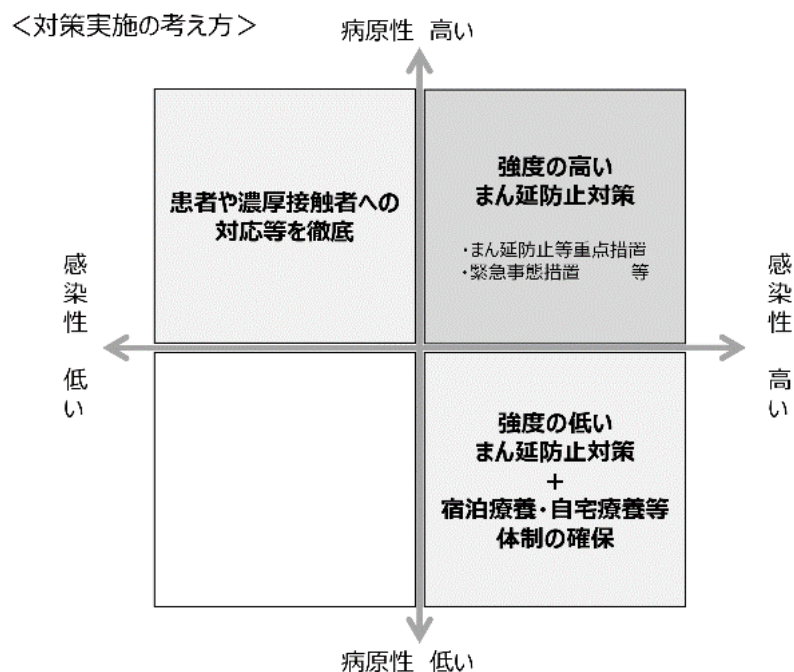
り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施について、県への要請を検討する。

### (ウ) 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る県への要請を検討する。



### (I) こどもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設等における対策がこどもに与える影響にも留意して対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、こどもの生命及び健康を保護するため、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

### ウ. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、対策を講ずる。そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

### エ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

### (3) まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態措置の検討等

- a. 市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る県への要請を検討する。
- b. 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

## 7 ワクチン（準備期）

### 第7章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、医療機関や事業者、関係団体等と、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

##### 2. 所要の対応

###### (1) ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

市は、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、大学等の研究機関を支援する。また、市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

###### (2) ワクチンの流通に係る体制の整備

県は、国からの要請を受け、市町、県医師会、県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下の体制を構築するとしている。

(ア) 県内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

(イ) ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

###### (3) 接種体制の構築

###### ア. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、金沢市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

#### イ. 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち市民生活、社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録条件とする

市は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

#### ウ. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとしており、市は、平時から迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア)市は、県や国の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(イ)市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ)市は、市民が速やかに接種を受けられるよう、金沢市医師会等の医療関係者や学校関係者（接種会場に学校を使用する場合）等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### (4) 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する情報を踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図るよう努める。

## 7 ワクチン（準備期）

### (5) DX の推進

- (ア) 市は、市が活用する予防接種のシステム（健康情報システム）と国が整備するシステム基盤が連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って当該システムの整備を行う。
- (イ) 市は接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合にシステムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に関しては紙の接種券等を送付する必要がある。
- (ウ) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録を行った接種対象者が予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等の mismatch が生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### 1. 目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、県及び国の方針に基づき、速やかな予防接種へとつなげる。

### 2. 所要の対応

#### (1) 接種体制

##### ア. 接種体制の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理する。市は、国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を行う。

##### イ. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

##### ウ. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行う際、必要に応じ、医療関係者や医療関係団体に対して協力を要請する。

## 7 ワクチン（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

#### ア. 特定接種

##### (ア) 特定接種の実施

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。

##### (イ) 特定接種の実施方法の決定

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、ワクチンの供給量、国民等から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、推進会議の意見を聴いて、特定接種の対象となる登録事業者や接種総数、接種順位を決定する等、特定接種の具体的運用を定める。

##### (ロ) 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### イ. 住民接種

##### (イ) 住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、接種対象者の優先順位を決定する。

##### (ロ) 住民接種の準備

市は、国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施する準備を行う。

##### (ハ) 住民接種体制の構築

市は、国の要請を受け、接種を希望する市民が速やかに接種を受けることができるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

**(1) 接種に関する情報提供・共有**

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国の要請を受け、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

**(2) 接種体制の拡充**

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて福祉健康センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等で接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、金沢市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

**(3) 接種記録の管理**

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止するとともに、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

**(2) 副反応疑い報告等やワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供**

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理された情報や、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見等の情報に基づき、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

**(3) 情報提供・共有**

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

## 8 医療（準備期）

### 第8章 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、市は、平時から、県と連携して有事に備えた研修・訓練等を実施する。

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、県は地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において県予防計画及び医療計画に基づき、県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行うとしている。市は、県が整備する医療体制について、平時から県と調整を行う。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 基本的な医療提供体制

県は新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、市とも有事の役割分担を整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、県民等に対して必要な医療を提供するとしている。市は相談センターを開設する役割を担う。

###### ア. 相談センター

相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備するため、平時から準備を行う。

※感染症指定医療機関は、新たな感染症が発生した場合、国による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。金沢市では、石川県立病院が第一種感染症指定医療機関、金沢市立病院が第二種感染症指定医療機関となっている。

###### (2) 県予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

県は、県予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するととも

に、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。また、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結することとしている。

### ア. 宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊施設の確保

県は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めることで平時から宿泊療養施設の確保を行うこととしている。県が、宿泊療養施設を開設した場合に、市は、運営に協力する。

### (3) 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、国や県の実施する講習会を活用するとともに、有事に備えた全庁的な研修や訓練を行う。その際、多様な機関に対して訓練の参加を促進する。

### (4) 高齢者施設等や障害者支援施設等における協力医療機関との連携等による

#### 施設の感染症対応力の強化

市及び県は、新型インフルエンザ等が発生した際に、高齢者施設や障害者支援施設等が、施設内での感染症のまん延防止対策を適切に実施し、かつ入所者の病状の急変に対応し、適切に医療提供を受けられる体制を確保するため、平時より、施設と協力医療機関の連携の強化を促進する。

## 8 医療（初動期）

### 第2節 初動期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保することが重要である。

このため、県は、国から感染症に係る情報提供・共有及び体制確保の要請を受け、市及び県と医療機関等で連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、県は地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、県内の医療機関や県民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。市はこの情報や方針に基づき、医療機関や市民等に対して情報を提供する。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

市は、県及び国や JIHS から提供された、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医療機関や高齢者施設等に周知する。

##### (2) 医療提供体制の確保等

(ア) 県は、国の要請を受け、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、県予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。また流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備を行う。

(イ) 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがある場合は、直ちに保健所に連絡するよう周知する。

(ウ) 市は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

##### ア. 保健医療調整本部における医療提供体制の確保等

(ア) 県は、県内の感染症患者の情報の一元的な収集や、患者の入院調整等を行うための、保健医療調整本部を設置する。また、保健医療調整本部会議において、関係者間での実施方針の協議、情報提供・共有を行う。

(イ) 県は、国の要請を受け、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、感染症指定医療機関に対し、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。

(ウ) 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、市及び県保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。

市は、患者等の入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動の際、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得る。あわせて、市は、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。

### (3) 相談センターの整備

市は、国からの要請を受け、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備する。その際、症例定義に該当する有症状者等は相談センターに相談するよう市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。

## 8 医療（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、市は、県や国から提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療を提供できるよう対応を行う。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- a. 県は、初動期に設置した保健医療調整本部において、県内の感染症患者の情報の一元的な収集や、患者の入院調整等を行い、必要に応じて保健医療調整本部会議を開催し、関係者間での実施方針の協議、情報提供・共有を行うこととしている。市は、県が設置した保健医療調整本部にメンバーとして参画し、協力する。
- b. 市は、初動期に引き続き、県及び国、JIHS から提供された、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、診断・治療に関する情報等について、医療機関や高齢者施設等に周知する。県は、国が示した基準を参考にしつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。また、県は、患者の病状の確認を行い、療養先の振り分けを行うためのメディカルチェックセンターの設置を検討する。
- c. 県は、準備期において連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。
- d. 県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。市は県が行う入院調整に協力する。
- e. 市は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。
- f. 市は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター

又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう周知する。

- g. 市は、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

## (2) 時期に応じた医療提供体制の構築

### ア. 流行初期

#### (7) 協定に基づく医療提供体制の確保等

- a. 県は、県内の感染状況や国からの要請を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関等においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう、所要の対応を行う。
- b. 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。
- c. 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、県と連携し迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関等に移送する。

#### (4) 相談センターの強化

市は、国からの要請を受け、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）に対応する相談センターを強化する。その際、症例定義に該当する有症状者が相談センターを通じて発熱外来を受診するよう、市民等に周知を行い、感染したおそれのある者を、速やかに発熱外来の受診につなげる。

### イ. 流行初期以降

#### (7) 協定に基づく医療提供体制の確保等

- a. 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合、県と連携して迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。
- b. 市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。

#### (4) 相談センターの強化

上記「流行初期 相談センターの強化」の取組を継続して行う。

#### (ウ) 病原体の性状等に応じた対応

- a. 県は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい新型インフルエンザ等が発生した場合は、国からの要請を踏まえ、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。
- b. 県は、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、国

## 8 医療（対応期）

からの要請を踏まえ、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行う。一方、感染性が高い場合は、国からの要請を踏まえ、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するよう、国の示す基準も踏まえ、入院基準等の見直しを行うこととしている。

### ウ. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- a. 県は、国からの要請を踏まえ、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応することとしている。
- b. 県は、国からの要請を受け、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する。市は、受診方法について市民等に対して周知する。

### エ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに より、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。

## 第9章 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。新型インフルエンザ等の発生時に、実用化された治療薬・治療法を早期に患者へ提供可能とすることが重要である。

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬及び治療法を県下全域に普及させることが重要であり、平時からそのための体制作りを行う。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 情報共有体制の整備

市は、県及び国、JIHS との、有事における情報共有体制を構築する。

##### (2) 治療薬・治療法の研究開発の推進

###### ア. 研究開発体制の構築

県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に必要な応じて協力する。

###### イ. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

市は、大学等の研究機関が、国及び JIHS と連携し実施する、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するための感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成等について、必要に応じて支援する。

##### (3) 治療薬・治療法の活用に向けた整備

###### ア. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

(ア) 市は、国及び JIHS から提供・共有された、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等や医療従事者等、市民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。

(イ) 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。

## 9 治療薬・治療法（準備期）

### イ. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備

県は、抗インフルエンザウイルス薬について、国が示す、全てのり患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄するとしている。

## 第2節 初動期

### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬及び治療法を普及する。

### 2. 所要の対応

#### (1) 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

##### ア. 医療機関等への情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。

##### イ. 治療薬の流通管理及び適正使用

市は、県と連携し、医療機関等に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬の適切な使用、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通について協力を依頼する。

#### (2) 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

ア. 県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行うこととしている。

イ. 市は、県及び国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、県と連携し感染症指定医療機関等の移送に必要に応じ協力する。

ウ. 市は、県及び国と連携し、国内での感染拡大に備え、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう依頼する。

## 9 治療薬・治療法（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬、治療法が必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 治療薬・治療法の活用

##### ア. 医療機関等への情報提供・共有

市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、医療機関等に対して迅速に提供する。

##### イ. 治療薬の流通管理

市は、引き続き、県や国と連携し、医療機関等に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう周知する。また、過剰な量の買い込みをしないこと等、適切な流通について協力を依頼する。

##### ウ. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

(ア) 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認するとともに、必要に応じて、国に対して、国備蓄分の配分を要請することとしている。市は、抗インフルエンザウイルス薬の量や流通・供給状況と患者の発生状況を踏まえ、必要に応じて県に対して備蓄分の配分を要請する。

(イ) 市は、県及び国と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請する。

## 第10章 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、機動的かつ柔軟な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が迅速に検査を受けられることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、その病原体の検出手法に応じ、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。この体制により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するため訓練等により実効性を定期的に確認する。また、検査体制の整備においては、JIHS や環境衛生試験所のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 検査体制の整備

- ア. 市は、県及び国と連携し、平時から検査の精度管理に取り組むとともに、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する。
- イ. 環境衛生試験所は試験・検査等の業務を通じて県及び JIHS と平時から連携を深

## 10 検査（準備期）

めるとともに、検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立する。

- ウ. 市は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。
- エ. 市は、環境衛生試験所等の検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を把握し、県に報告する。

### (2) 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ア. 環境衛生試験所は、有事に円滑に検査体制が構築できるよう、国が JIHS と連携して実施する訓練に参加する。市は、市予防計画に基づき、環境衛生試験所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。環境衛生試験所は、訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努める。
- イ. 市は、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。
- ウ. 市は、JIHS が実施する、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練に参加する。

### (3) 検査関係機関等との連携

市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

## 第2節 初動期

### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備するとともに、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

### 2. 所要の対応

#### (1) 検査体制の整備

ア. 市は、県からの要請を受け、市予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、検査体制を整備する。

イ. 市は環境衛生試験所の検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。

#### (2) 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

#### (3) リスク評価に基づく検査実施の方針の決定及び見直し

市は、国が感染症のリスク評価を踏まえて決定し・段階的に見直しを行う検査実施の方針に従って対応する。また、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。

## 10 検査（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図る。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 検査体制の拡充

市は、引き続き、環境衛生試験所等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、必要に応じて検査体制を拡充するとともに、確保状況について定期的に国へ報告する。

##### (2) 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

##### (3) リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

市は、引き続き、国が感染症のリスク評価を踏まえて決定・見直しを行う検査実施の方針を参考にしながら、地域における検査キャパシティの状況や実施ニーズ等を考慮して方針の決定・見直しを行う。また、検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。

## 第11章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を県とともに実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び環境衛生試験所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から関係課等に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。保健所及び環境衛生試験所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要がある。

### 第1節 準備期

#### 1. 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、環境衛生試験所は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機発生時の中核となる存在である。

市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や環境衛生試験所がその機能を果たすことができるようにする。

その際、保健所等の感染症対応部局と、その他の部局の業務量が急増した際の連携と応援や受援の体制を明確化するとともに、密接に連携する。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

## 11 保健（準備期）

### 2. 所要の対応

#### (1) 人材の確保

市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、市役所各課からの応援職員、IHEAT 要員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

#### (2) 業務継続計画を含む体制の整備

(ア) 市は、市予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数）の状況を毎年度確認する。

(イ) 市は、市予防計画に定める環境衛生試験所における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。市は、環境衛生試験所による検査体制の確保等を行う。

(ウ) 市は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。環境衛生試験所においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における保健所及び環境衛生試験所をはじめ全ての課の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

#### (3) 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

##### ア. 研修・訓練等の実施

(ア) 市は、県と連携して保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。

(イ) 市は、県や国や JIHS と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、IHEAT 要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。

(ウ) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用し、人材育成に努める。また、保健所や環境衛生試験所を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

(エ) 市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、保健所や環境衛生試験所等の感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練の実施に努め、感染症危機への対応能力の向上を図る。

## イ. 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県連携協議会等を活用し、平時から保健所や環境衛生試験所のみならず、関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、県連携協議会等において、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について本市の対応も含め協議する。その結果を踏まえ、市は、必要に応じて市予防計画を改定する。なお、市予防計画を改定する際には、県予防計画、医療計画並びに本計画、保健所及び環境衛生試験所の健康危機対処マニュアルと整合性の確保を図る。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、県と連携し民間宿泊事業者等を活用し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

### (4) 保健所及び環境衛生試験所の体制整備

- (ア) 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や環境衛生試験所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、外部委託を活用しつつ健康観察を実施できる体制を整備する。
- (イ) 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処マニュアルを策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT 活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。
- (ウ) 環境衛生試験所は、健康危機対処マニュアルにより、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS 等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。
- (エ) 環境衛生試験所は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国が JIHS と連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努める。

## 11 保健（準備期）

- (d) 環境衛生試験所は、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（地域保健課、試験検査課）
- (e) 保健所及び環境衛生試験所は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。
- (f) 保健所は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）について入力を促す。
- (g) 保健所及び県家畜保健衛生所、農業水産振興課は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、県内における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。
- (h) 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

### (5) 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (a) 市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築する。
- (b) 市は、感染症情報の共有に当たり、市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活用する方法等を整理する。
- (c) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- (d) 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。
- (e) 保健所は、環境衛生試験所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

(6) 高齢者施設等や障害者支援施設等における協力医療機関との連携等による  
施設の感染症対応力の強化

市は、新型インフルエンザ等が発生した際に、高齢者施設や障害者支援施設等が施設内での感染症のまん延防止対策を適切に実施し、かつ入所者の病状の急変に対応し、適切に医療提供を受けられる体制を確保するため、平時より施設と協力医療機関の連携の強化を促進する。

## 11 保健（初動期）

### 第2節 初動期

#### 1. 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市予防計画並びに保健所及び環境衛生試験所が定める健康危機対処マニュアル等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 有事体制への移行準備

ア. 市は、市予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数）及び環境衛生試験所の有事の検査体制への移行の準備を行うとともに、公表後に備えた以下の対応に係る準備を行う。

- a. 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）
- b. 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握
- c. IHEAT 要員に対する地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請
- d. 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
- e. 環境衛生試験所の検査体制の迅速な整備

イ. 保健所は市役所各課からの応援職員、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。

ウ. 県は、県内の感染症患者の情報の一元的な収集や、患者の入院調整等を行うための、保健医療調整本部を設置し、保健医療調整本部会議において、関係者間での実施方針の協議、情報提供・共有を行うこととしている。市は、保健医療調整本部にメンバーとして参画する。

エ. 保健所は、健康危機対処マニュアルに基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

オ. 市は、JIHS による環境衛生試験所への技術的支援等も活用し、早期の検査体制の構築に努める。

- カ．環境衛生試験所は、健康危機対処マニュアルに基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。
- キ．市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

### (2) 市民への情報提供・共有の開始

- a. 市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受ける相談センターを国からの要請を受けて速やかに整備する。
- b. 市は、国の要請に基づき相談センターを整備、周知し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、適時に感染症指定医療機関への受診につながるようにする。
- c. 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を市民へ周知、国が作成する Q&A の公表、AI 電話による情報提供、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

### (3) 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

市は、疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。

## 11 保健（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市予防計画並びに保健所及び環境衛生試験所が定める健康危機対処マニュアルや準備期に整理した医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び環境衛生試験所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 有事体制への移行

- a. 保健所は、市役所各課からの応援職員の受け入れ、IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、環境衛生試験所の検査体制を速やかに立ち上げる。
- b. 県は、初動期に設置した保健医療調整本部において、県内の感染症患者の情報の一元的な収集や、患者の入院調整等を行う。また、必要に応じて保健医療調整本部会議を開催し、関係者間での実施方針の協議、情報提供・共有を行うこととしている。市は、保健医療調整本部にメンバーとして参画する。
- c. 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、業務の一元化等について県と連携する。また、県及び国と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整を行う。
- d. 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

##### (2) 主な対応業務の実施

保健所及び環境衛生試験所は、市予防計画、健康危機対処マニュアル、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、医療機関等の関係機関と連携して、感染症対応業務を実施する。

#### ア. 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託の検討や、県での一元化等を要請する。

### イ. 検査・サーベイランス

- a. 市は、国が感染症のリスク評価を踏まえて決定する検査実施の方針に基づき、検査体制を見直す。また、検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。
- b. 市は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、環境衛生試験所における検査体制等を踏まえ、県と協議し検査の実施範囲を判断する。
- c. 環境衛生試験所は、検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、環境衛生試験所は、JIHS との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、市役所各課や保健所等への情報提供・共有、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。
- d. 市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、必要な感染症サーベイランスを実施する。

### ウ. 積極的疫学調査

- a. 市は、感染源の推定や濃厚接触者等の特定を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。
- b. 市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、県と協議し地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

### エ. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- a. 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。県によりメディカルチェックセンターが設置された場合は、市は県と連携し、患者の病状の確認や療養先の振り分け等をメディカルチェックセンターにて行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ県及び国、JIHS へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応

## 11 保健（対応期）

する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。

- b. 県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用することとしており、市は宿泊療養施設の運用に協力する。

### オ. 健康観察及び生活支援

- a. 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託の活用を行い、定められた期間の健康観察を行う。
- b. 市は、当該患者やその濃厚接触者に対して、日常生活を営むための食事の提供等の必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。
- c. 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。

### カ. 健康監視

市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。

### キ. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- a. 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- b. 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

## (3) 感染状況に応じた取組

### ア. 流行初期

#### (7) 迅速な対応体制への移行

- a. 市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、市予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び環境衛生試験所の有事の検査体制への移行状況

を適時適切に把握する。

また、保健所は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、市役所各課からの応援職員の受け入れ、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。

- b. 市は、JIHS に対し、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣を要請する。
- c. 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び環境衛生試験所における業務の効率化を推進する。
- d. 市は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。
- e. 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。
- f. 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

### (4) 検査体制の拡充

- a. 市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、市予防計画に基づき、環境衛生試験所における検査体制を拡充する。
- b. 環境衛生試験所は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。
- c. 市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、その旨を関係機関へ周知する。

### イ. 流行初期以降

#### (7) 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- a. 市は、引き続き、JIHS に対し、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣を要請する。
- b. 保健所は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、市役所各課からの応援職員の受け入れ、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。
- c. 市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等を検討し業務効率化を進める。
- e. 市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や市役所各課、保健所及び環境

## 11 保健（対応期）

衛生試験所の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や環境衛生試験所の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。

- f. 市は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

### (イ) 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- a. 市は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、市予防計画に基づき、環境衛生試験所等における検査実施能力の状況を把握し、体制を整備する。
- b. 環境衛生試験所は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、市役所各課や保健所等への情報提供・共有等を実施する。

### ウ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、国や県からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び環境衛生試験所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。

### 第12章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞ることで、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等を推進する。新型インフルエンザ等の発生時には、県は国と連携し、感染症対策物資等の需給状況の把握を行うとともに、個人防護具が不足する場合は、医療機関等に対し必要な個人防護具の配付を行う。

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 感染症対策物資等の備蓄等

ア. 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に更新を行い、必要量を確保しておく。

なお、備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ. 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて、個人防護具等の感染症対策物資等を備蓄する。

ウ. 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

## 12 物資（初動期～対応期）

### 第2節 初動期～対応期

#### 1. 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

##### (2) 円滑な供給に向けた準備

ア. 県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

イ. 市は、県が医療機関等へ、個人防護具を緊急配付する際に協力する。

##### (3) 緊急物資の運送等

県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者及び医薬品等販売業者等の指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資や医薬品、医療機器又は再生医療等製品の運送及び配送を要請する。

##### (4) 物資の売渡しの要請等

県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。

### 第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

#### 第1節 準備期

##### 1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務（継続）計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

##### 2. 所要の対応

###### (1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、県や国の連絡の窓口となる部署及び担当者を確認し、情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、市役所各課及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

###### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に迅速に情報が届くようにする。

## 13 市民生活及び市民経済の安定の確保（準備期）

### (3) 物資及び資材の備蓄

ア. 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ. 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

### (4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

### (5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は県域の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。

## 第2節 初動期

### 1. 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に、感染対策等の必要となる対策の準備を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### 2. 所要の対応

#### (1) 生活関連物資等の購入に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

#### (2) 遺体の火葬・安置

市は、国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 13 市民生活及び市民経済の安定の確保（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1. 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

#### 2. 所要の対応

##### (1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

##### ア. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

##### イ. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### ウ. 生活支援を要する者への支援

市は、国の要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### エ. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

##### オ. 生活関連物資等の価格の安定等

a. 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

## 13 市民生活及び市民経済の安定の確保（対応期）

- b. 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- c. 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- d. 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

### カ. 埋葬・火葬の体制整備

- a. 市は、国の要請を基に、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- b. 市は、国の要請を基に、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

## (2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### ア. 事業者に対する支援

市は、特措法 63 条の 2 第 1 項に基づき、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、関係機関と連携し、審査体制の構築や、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

### イ. 市民生活及び経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民経済の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

- a. 上下水道の供給  
上下水道施設を適正に稼働させ、機能を維持するために必要な措置。
- b. 都市ガスの供給  
ガスを安定的に供給するために必要な措置。
- c. ごみ収集・処理  
一般廃棄物の収集・処理が適切にできるため必要な措置。

## 用語集

用語	内容
医療機関等 情報支援シ ステム（G- MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協 定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
インフォデ ミック	インフォメーション（情報）とパンデミック（感染症の世界的流行）を合わせた造語。インターネットなどを通して不確かな情報や噂、デマを含む大量の情報が氾濫し、社会に悪影響を及ぼす現象。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症イン テリジェン ス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症危機 対応医薬品 等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等。

感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	本県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染性	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、国において、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処マニュアル	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定するマニュアル。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

検査等措置 協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
公共交通機 関の不使 用の要請	検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染症の拡大防止対策の一環として、帰国者等が移動する際に公共交通機関の不使用を求めること。
厚生労働科 学研究	国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究として支援されている研究。
国立健康危 機管理研究 機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 年（2025 年）4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。 ※統括庁とは内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイラ ンス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。

災害支援ナース	災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供し、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（看護支援活動）を行う看護職員。厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者の総称。都道府県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき派遣される。
災害派遣医療チーム（DMAT）	DMAT（Disaster Medical Assistance Teamの略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Teamの略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
実地疫学専門家養成コース（FETP）	FETP（Field Epidemiology Training Programの略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHSが実施している実務研修。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。

住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
スポークスパーソン	組織や団体などが外部に発信する際の代表。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
地方衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。 ※都道府県等とは政府行動計画において、都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）及び特別区。
定点把握	感染症法第14条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
県連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。本県行動計画では、石川県感染症連携協議会を「連携協議会」という。

濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
病原性	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	ある分野に関する知識やそれを活用する能力。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。
臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第 4 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
ワンボイス	危機時に一つの声で語るという意味であり、一貫した情報を発することの重要性を表す言葉。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

ICT	Information and Communication Technology の略。 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。 利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等 が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音 楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が 含まれる。
IHEAT 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略)」、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保 健所等の業務を支援する仕組みのこと。
PDCA	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一 連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手 法の一つ。
5 類感染症	感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナは、令和 5 年 (2023 年) 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。

金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画  
令和7年〇月改定  
金沢市保健所地域保健課